

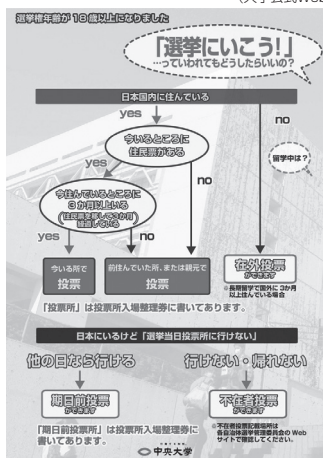
選挙権



(大学公式Web)

2015年の公職選挙法改正により、選挙権者の年齢が18歳に引き下げられ、2016年の参議院選挙から18歳以上の国民が選挙権を行使できるようになりました。

本学は、選挙権が極めて大切なものであることから、選挙権行使（投票）の方法を学生の皆さんに伝え、できるだけ多くの皆さんが選挙権を有効に使うことができるようにしたいと考えています。選挙権行使の手順がわかるフローチャートを作りましたので、こちらをご覧ください。



国民年金（学生納付特例制度）



(日本年金機構)

本学では、国民年金の「学生納付特例制度」の代行事務を行っておりません。学生自身が手続を行う必要があります。手続方法は、日本年金機構のWebサイトを確認してください。申請先は、住民登録をしている市区役所・町村役場の国民年金窓口となります。